

令和 6 年 9 月 9 日 (月曜日)

令和 5 年度決算審査特別委員会

(第 1 日目)

令和5年度決算審査特別委員会第1号の1

令和6年9月9日（月曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男 君

出席委員（12名）

委員長 後藤伸太郎 君	
副委員長 村岡賢一 君	
委員 伊藤俊君	阿部司君
高橋尚勝君	須藤清孝君
佐藤雄一君	佐藤正明君
及川幸子君	今野雄紀君
三浦清人君	菅原辰雄君

欠席委員（なし）

事務局職員出席者

事務局長 佐藤正文

令和5年度決算審査特別委員会の会議の概要

午前11時43分 開会

○事務局長（佐藤正文君） 令和5年度決算審査特別委員会となります。まず、委員長、副委員長がともにおりませんので、南三陸町議会委員会条例第9条第2項の規定によりまして、年長である委員が座長となり、委員長の選任まで、その職務を執り行うこととなっております。本日の出席委員における年長委員は、菅原辰雄委員となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○年長委員（菅原辰雄君） ただいまの出席委員数は、12人であります。定足数に達しておりますので、ただいまより、令和5年度決算審査特別委員会を開催いたします。

委員長、副委員長がともにおりませんので、南三陸町議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長である私が、委員長の選任まで、その職務を執り行います。よろしく御協力お願ひいたします。

それでは、委員長の互選についてを議題といたします。

お諮りいたします。委員長の互選の方法はどのように行いますか、発言を求めます。佐藤正明委員。

○佐藤正明委員 指名推選がいいかと思います。

○年長委員（菅原辰雄君） ただいま指名推選という発言がございました。その他にありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、委員長の互選は、指名推選の方法で行うことに決しました。

どなたを指名されるか、発言を求めます。佐藤正明委員。

○佐藤正明委員 議会運営委員会委員長の後藤伸太郎委員を推薦いたします。

○年長委員（菅原辰雄君） それでは、お諮りいたします。委員長には、後藤伸太郎委員を指名することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、令和5年度決算審査特別委員会の委員長は、後藤伸太郎委員に決定いたしました。

ここで、挨拶をもって、委員長就任の承諾とさせていただきます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） （就任挨拶）

○年長委員（菅原辰雄君） 以上で、私の任務を終了することといたします。

御協力ありがとうございました。

○委員長（後藤伸太郎君） それでは、議事を引き継ぎたいと思います。副委員長の互選についてを議題といたします。

お諮りいたします。副委員長の互選の方法はどのように行いますか、発言を求めます。佐藤正明委員。

○佐藤正明委員 同じく指名推選がいいかと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） ただいま、指名推選でという発言がございました。その他、御意見はございませんでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、副委員長の互選は、指名推選の方法で行うことに決しました。

どなたを指名されるか、発言を求めます。佐藤正明委員。

○佐藤正明委員 同じく議会運営委員会副委員長の村岡賢一委員でいいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。副委員長には、村岡賢一委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、令和5年度決算審査特別委員会の副委員長は、村岡賢一委員に決定いたしました。

ここで、挨拶をもって副委員長就任の承諾とさせていただきます。

それでは、村岡委員、よろしくお願ひします。

○副委員長（村岡賢一君）（就任挨拶）

○委員長（後藤伸太郎君） 以上で、副委員長の互選については終了いたしました。次に、その他として、決算審査の予定、質疑回数等について事務局に説明をお願いしたいと思います。局長。

○事務局長（佐藤正文君）（説明）

○委員長（後藤伸太郎君） それでは、先ほど決定しました委員長、副委員長の互選結果につきましては、委員長報告として議長へ報告することといたします。

これで、今回の委員会は閉じたいと思います。

以上で、決算審査特別委員会を閉会いたします。

午前11時51分 休憩

令和5年度決算審査特別委員会第1号の2

令和6年9月9日（月曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男 君

出席委員（12名）

委員長	後藤伸太郎 君		
副委員長	村岡 賢一 君		
委員	伊藤俊君	阿部司君	
	高橋尚勝君	須藤清孝君	
	佐藤雄一君	佐藤正明君	
	及川幸子君	今野雄紀君	
	三浦清人君	菅原辰雄君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長 兼歌津総合支所長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君
町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
環境対策課長	菅原義明君
農林水産課長	遠藤和美君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤知樹君

上下水道事業所長	山 内 徳 雄 君
南三陸病院事務部事務長	佐 藤 宏 明 君
教 育 長	齊 藤 明 君
教育委員会事務局長	芳 賀 洋 子 君
代表監査委員	横 山 孝 明 君
監査委員事務局長	佐 藤 正 文 君
選挙管理委員会事務局書記長	千 葉 啓 君
農業委員会事務局長	遠 藤 和 美 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 正 文
主 幹	佐 藤 美 恵

令和5年度決算審査特別委員会の会議の概要

午後1時12分 再開

○委員長（後藤伸太郎君） それでは、令和5年度決算審査特別委員会を開会いたします。

皆様、改めまして、お疲れさまでございます。

これより令和5年度の決算審査特別委員会を開催してまいります。

一言、開催に当たりまして御挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、令和5年度の決算審査であるということを十二分に御認識いただいた上で、町政の課題を明らかにするため、質疑を重ねていただきたいと思っております。何分経験不足な面はございますけれども、スムーズな議事運営になるよう努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

報道機関から令和5年度決算審査特別委員会を通して取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、委員長においてこれを許可しております。

暑い方は、どうぞ、脱衣を許可いたしますので、クールビズ対応でお願いいたします。

それでは、初めに、委員の皆さんに特別委員会の進め方について御確認をいただきます。

特別委員会の進め方は、それぞれの会計ごとに細部説明を行い、その後、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

質疑は、一般会計については歳入歳出別の款ごとに行い、他の会計については歳入歳出一括、収入支出一括で行いたいと思います。

なお、一般会計の歳入歳出の款ごとの区分は、既に配付しております令和5年度決算審査特別委員会審査質疑の区切りを御参照いただきたいと思います。このことについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、そのように執り進めることといたします。

認定第1号令和5年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、令和5年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の歳入の審査を行います。

会計管理者の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 認定第1号令和5年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の細部説明をいたします。

決算の全容並びに歳入全体の細部説明となりますので、説明が少し長くなりますことをあら

かじめ御了解いただきたいと存じます。

初めに、決算の全容について御説明申し上げます。

決算書の187ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額122億5,692万5,304円、歳出総額113億1,815万6,658円、歳入歳出差引額、つまり形式収支額は9億3,876万8,646円の黒字で決算いたしました。

このうち令和6年度へ繰り越すべき財源として、明許繰越9,410万2,340円、事故繰越100万円、合わせて9,510万2,340円を繰越しいたしましたので、形式収支額からこれを差し引いた実質収支の額は8億4,366万6,306円となり、実質収支額も黒字の決算でございます。このうち4億3,000万円を財政調整基金に繰入れいたしました。

なお、歳入歳出差引額9億3,876万8,646円は対前年度との比較ではマイナス14.0%、実質収支額8億4,366万6,306円は対前年度比較ではプラスの14.3%でございます。

次に、歳入歳出の款ごとの収入済額、支出済額の構成比並びに対前年度比較について申し上げます。

決算書の1ページへお戻り願います。

1款町税、構成比11.5%、対前年度比プラスの0.3%、2款地方譲与税、構成比0.8%、対前年度比プラス1.0%、3款利子割交付金、構成比ゼロ%、対前年度比マイナス6.7%、4款配当割交付金、構成比ゼロ%、対前年度比プラスの17.5%、5款株式等譲渡所得割交付金、構成比ゼロ%、対前年度比プラス74.1%、6款法人事業税交付金、構成比0.2%、対前年度比プラス26.5%、7款地方消費税交付金、構成比2.4%、対前年度比プラス1.8%、8款環境性能割交付金、構成比0.1%、対前年度比プラス19.0%。

3ページ、4ページを御覧ください。

9款地方特例交付金、構成比0.1%、対前年度比マイナス1.4%、10款地方交付税、構成比34.3%、対前年度比プラス1.1%、11款交通安全対策特別交付金、構成比ゼロ%、対前年度比マイナス22.0%、12款分担金及び負担金、構成比0.1%、対前年度比プラス28.7%、13款使用料及び手数料、構成比1.8%、対前年度比マイナス0.2%、14款国庫支出金、構成比15.1%、対前年度比マイナス45.1%、15款県支出金、構成比5.1%、対前年度比マイナス5.4%、16款財産収入、構成比1.2%、対前年度比マイナス11.1%、17款寄附金、構成比0.8%、対前年度比マイナス73.1%。

5ページ、6ページをお開きください。

18款繰入金、構成比9.8%、対前年度比プラス26.5%、19款繰越金、構成比5.6%、対前年度比マイナス63.6%、20款諸収入、構成比1.5%、対前年度比マイナス10.8%、21款町債、構成比9.4%、対前年度比マイナス5.2%、22款自動車取得税交付金、構成比ゼロ%、対前年度比は皆増でございます。

歳入合計額の対前年度比はマイナス18.8%です。調定額の合計131億4,165万2,780円に対し収入済額の合計が122億5,692万5,304円ですので、歳入全体の収納率は93.3%です。

ちなみに、令和4年度は92.4%、令和3年度は89.5%、令和2年度は78%でございました。

また、不納欠損額52万8,188円は、1款町税及び13款の使用料です。

収入未済額は8億8,419万9,288円となりましたが、このうち8億2,207万9,660円は令和6年度へ繰り越した事業の未収入特定財源でございますので、令和5年度の実質的な収入未済額は6,211万9,628円であると言えます。

7ページ、8ページをお開き願います。

歳出でございます。

支出済額の款ごとの構成比並びに対前年度比について申し上げます。

1款議会費、構成比0.8%、対前年度比マイナス0.5%、2款総務費、構成比21.1%、対前年度比マイナス22.3%、3款民生費、構成比18.3%、対前年度比プラスの7.8%、4款衛生費、構成比10.9%、対前年度比プラス2.1%、5款農林水産業費、構成比8.8%、対前年度比プラス59.5%、6款商工費、構成比3.1%、対前年度比マイナス10.6%。

9ページ、10ページを御覧ください。

7款土木費、構成比7.8%、対前年度比マイナス28.9%、8款消防費、構成比4.9%、対前年度比プラス0.7%、9款教育費、構成比9.6%、対前年度比プラス8.5%、10款災害復旧費、構成比3.6%、対前年度比マイナス79.0%、11款公債費、構成比11.0%、対前年度比プラス0.3%、12款予備費、構成比はゼロ%でございます。

歳出合計額の対前年度比はマイナス19.1%です。歳出合計額、つまり支出済額の合計額113億1,815万6,658円を通常分と震災復興分に分けますと、通常分は101億4,936万4,658円であり、決算額の89.7%、震災復興分は11億6,879万2,000円で決算額に占める割合は10.3%でした。

なお、震災復興分の支出額は、令和5年度までの12年間で3,781億6,109万5,000円余りとなりました。

また、令和5年度の歳出予算現額には令和4年度からの明許繰越繰越額と事故繰越繰越額合わせて15億3,440万3,000円が含まれております。

予算全体の執行率は87%でしたが、そのうち繰越予算の執行率は91.2%、繰越予算を除いた令和5年度の現年予算の執行率は86.4%がありました。この現年予算の執行率86.4%に関しては、未執行予算の中に災害復旧事業などの令和6年度へ繰り越した予算が9億1,718万2,000円含まれております。この令和6年度へ繰り越した分の予算を除いて執行率を出してみますと93.9%ということになります。

なお、不用額は総額で7億7,757万8,342円発生しております。100万円以上の不用額につきましては議案関係参考資料の39ページから43ページにまとめてありますので、審査の際に御参照いただきたいと存じます。

以上で決算全体の説明を終わります。

続いて、歳入歳出決算事項別明細書の歳入について御説明申し上げます。

13ページ、14ページを御覧ください。

1款町税です。

収入済額14億670万8,712円で決算いたしました。町税全体の収納率は98.3%で依然として高い収納率を維持しておりますが、収入未済額は2,361万5,857円となり、前年度から927万8,163円、率にして64.7%ほど増えております。

次に、税目ごとの収入済額の対前年度比について申し上げます。

1項町民税、対前年度比マイナス3.4%、2項固定資産税、対前年度比プラス3.0%、3項軽自動車税、対前年度比プラス1.2%、4項町たばこ税、対前年度比マイナス3.0%、5項入湯税、対前年度比プラス12.3%がありました。

15ページ、16ページを御覧ください。

2款地方譲与税は、冒頭で御説明申し上げましたとおり、ほぼ前年度並みでございます。

3款利子割交付金につきましても、ほぼ前年度並みでございます。

4款配当割交付金は対前年度比17.5%の増、5款株式等譲渡所得割交付金は対前年度比74.1%の増となりました。

17ページ、18ページを御覧ください。

6款法人事業税交付金につきましても、対前年度比で26.5%の増となりました。

4款、5款及び6款の各交付金の増収は、日本企業の業績がデフレの時代と比べて全体として上向いてきたことが要因の一つではないかと思われます。

7款地方消費税交付金は、対前年度比でプラスの1.8%、ほぼ前年度並みであります。

8款環境性能割交付金は、対前年度比でプラスの19.0%、大きく伸びております。

9款地方特例交付金は、対前年度比で1.4%の微減です。

10款地方交付税につきましては、交付税の区分ごとに収入済額の対前年度比について申し上げます。

普通交付税、対前年度比8,636万2,000円、2.5%の増でございます。

特別交付税、対前年度比1,344万8,000円、2.6%の増でございます。

震災復興特別交付税、対前年度比5,228万2,000円、こちらは31.5%の減でございます。震災復興特別交付税は平成23年度に増設されまして、当町に対しては令和5年度までの間に472億5,886万3,000円が交付されております。

11款交通安全対策特別交付金は、対前年度比で22%の減でございました。

19ページ、20ページを御覧ください。

12款分担金及び負担金、対前年度比28.7%の増です。これは、児童福祉費負担金、保育所利用料などが増えたことが要因です。

続いて、13款使用料及び手数料、13款全体の収納率は96.6%であり、そのうち1項使用料の収納率は95.5%、2項手数料の収納率は前年度と同様100%でございました。

なお、収入未済額748万6,300円は町営住宅使用料及び町営住宅駐車場使用料であります。

21ページ、22ページを御覧ください。

14款国庫支出金は、実施する事業の内容によって毎年度収入額に大きな増減が生じます。令和5年度の収入済額は記載のとおり18億5,381万1,817円、前年度との比較では15億2,409万3,964円、率にして45.1%ほどの減となりました。

なお、国庫支出金全体で1億6,989万3,000円の収入未済額が生じておりますが、これは令和6年度へ繰り越した明許繰越事業の未収入特定財源でありますので、純粋な未収額はゼロであります。

項目ごとの対前年度比について申し上げます。

1項国庫負担金、対前年度比マイナス69.3%、この主な要因は災害復旧費国庫負担金の減によるものであります。

23ページ、24ページを御覧ください。

2項国庫補助金、対前年度比マイナス21.0%、道路橋りょう費補助金、いわゆる社総交の減によるものが主たる要因であります。

27ページ、28ページを御覧ください。

3項委託金、対前年度比マイナス0.2%、ほぼ前年度並みであります。

続いて、15款県支出金です。

国庫支出金と同様に、実施する事業の内容によって毎年度収入額に大きな増減が生じます。令和5年度の収入済額は記載のとおり 6億2,147万4,164円、前年度との比較では3,532万363円、率にして5.4%の減となりました。県支出金全体で2億368万6,660円の収入未済額が生じておりますが、これは令和6年度へ繰り越した明許繰越事業の未収入特定財源でございますので、国庫支出金と同様、純粋な未収額はゼロであります。

続いて、項ごとの対前年度比について申し上げます。

1項県負担金、対前年度比マイナス0.3%、ほぼ前年度並みであります。

29ページ、30ページを御覧ください。

2項県補助金、対前年度比マイナス5.2%、この主な要因は、令和4年度に実施した事業の財源とした商工費補助金、沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業費補助金繰越分2億円が事業完了に伴って令和5年度は皆減となったことなどが減少の理由の一つであると捉えております。

33ページ、34ページを御覧ください。

3項委託金、対前年度比マイナス28.0%、この減少の要因といたしましては、令和4年度に実施した事業の財源とした農業費委託金、農山村地域復興基盤総合整備事業換地業務委託金が減となったことによるものと捉えております。

16款財産収入 1項財産運用収入は、対前年度比プラスの24.9%、プラスの主な要因は基金利子収入の増によるものであります。

35ページ、36ページを御覧ください。

2項財産売払収入は、対前年度比マイナス39.8%、マイナスの主な要因は、生産物売払収入及び土地売払収入が前年度に比べて減少したことなどによるものと捉えております。

37ページ、38ページを御覧ください。

17款寄附金です。

1目一般寄附金が皆減でしたが、2目総務費寄附金においてふるさと納税寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金が前年度より合わせて1,020万円ほど増加しております。その一方で、震災復興寄附金は480万円ほど減少しております。

18款繰入金は、対前年度比で2億5,135万8,481円、率にいたしますとプラス26.5%であります。令和5年度は前年度に比べ財政調整基金からの繰入金が3億円増加しております。

39ページ、40ページを御覧ください。

19款繰越金は、対前年度比で12億917万2,610円、率にして63.6%の減となりました。これは繰越事業に係る翌年度へ繰り越すべき財源である繰越金が復興事業や災害復旧事業の進捗に伴い減少したことによるものと捉えております。

20款諸収入です。

20款全体の収納率は86.0%となりました。

項目ごとの収納率及び対前年度比について申し上げます。

1項延滞金加算金及び過料、収納率100%、対前年度比プラス3.2%。

41ページ、42ページを御覧ください。

2項町預金利子、収納率100%、対前年度比マイナス62.6%、3項貸付金元利収入、収納率77.3%、対前年度比マイナス3.2%、4項雑入、収納率97.3%、対前年度比マイナス17.6%であります。

45ページ、46ページを御覧ください。

21款町債です。

対前年度比で6,360万円、率にして5.2%の減となりました。町債の収入未済額4億4,850万円は令和6年度へ繰り越した明許繰越事業の未収入特定財源でありますので、純粋な未収額というのはゼロであります。

49ページ、50ページを御覧ください。最後でございます。

22款自動車取得税交付金です。

自動車取得税交付金は、令和4年度決算ではゼロでしたが、令和5年度においては諸般の事情によりまして臨時的に各市町村に交付されたものと捉えております。

長くなりましたが、以上で歳入の細部説明を終わります。ありがとうございました。

○委員長（後藤伸太郎君） 会計管理者の細部説明が終わりましたので、これより歳入の質疑に入ります。

質疑は款ごとに区切って行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。

初めに、1款町税、13ページから14ページまでの質疑を行います。伊藤俊委員。

○伊藤俊委員 よろしくお願ひいたします。

それでは、町税、項目は町民税、固定資産税、軽自動車税になるんですけれども、まとめて同じ項目をお聞きしたいと思います。

聞きたいのは、それぞれの町民税、固定資産税、軽自動車税の滞納繰越分についてなんですか
けれども、特に個人の固定資産税の滞納繰越し、それぞれ収納率の話なんですか
33%、27%、軽自動車税が43%、滞納繰越しにおいて収納率が低い点について、これは何か
要因がないかどうか御説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、伊藤委員の質問でございます収納率、特に滞納繰越分の収納率、町民税、固定資産税、軽自動車税ということで、滞納繰越分につきましては当課職員が一丸となってその徴収に努めてまいります。全税目に関わることですけれども、状況から申しまして、まず職員の体制ですけれども、年々役場全体の職員が減っている状況の中で、当課においても年々減員している状況にあります。特に昨年度、令和5年度においては、それまでのベテランの徴収担当が人事異動しまして、その後任に来た税未経験者を担当として今配置しております。かつ賦課業務も兼務しております、日々徴収技術のスキルアップを図りながら懸命に職務を遂行してまいりましたが、結果、なかなかそういった滞納分を徴収するということが困難な状況がありました。

その巻き返しとしてなんですか、今年度においては、現時点、8月末において一般税の滞納繰越分の収納率が今のところ全体で13.5%となっておりまして、前年同期で6.7ポイントほど増となっております。これから先、あと半年ですけれども、限られた人数ではありますけれども、現年分も含めて、滞納繰越分の徴収について、効率的、効果的な徴収に努めて、滞納額の縮減を図ってまいりたいと思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 いろいろもちろん御努力されている部分もあれば、どうしても滞納部分ですの
で、一過性というか、どうも慢性的になりがちにもしかしてなるかもしれない項目かもしれませんので、ここはまた体制の変化とかもちろんあると思うんですが、当然のことながら一
気には進まなくとも少しづつでも進められていくんだと理解しております。

そこでなんですか、例えばそういう進めていく中で、既に財産の差押えですかそう
いったことも含めたケースが発生しているのか、もしくは実感として、進めていく中で今後
そういう差押えのケースが起こり得るだろうという可能性も何件か、具体的なものはいい
んですけれども、状況的にあるのか、ないのか、その点をお聞きしたいと思いますが、いか
がでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） まず滞納繰越分の徵収につきましては、昔のように訪問というか、臨戸訪問しての徵収とは今は変わっていまして、委員おっしゃったような差押え、滞納処分といいますけれども、具体には預貯金の差押えですとか給与の差押えですとか、そういった滞納に関する処分を行いながら、既にそういった手法で滞納の徵収をしております。

○委員長（後藤伸太郎君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 いろいろな徵収の仕方もそれぞれ時代とともに工夫はされていると思いますし、またやり方も全然変わってきてていると思いますので、新しいものは新しく取り入れるとして、従来の方法というのはもちろん踏襲していかなければならない部分もあると思いますが、そこは、何回も言いますけれども、進めていくしかないのかなと思っております。

最後、お聞きしたいのは、結局、町民税、固定資産税、軽自動車税とありますけれども、当然現金ですかいろいろな納付の仕方があるということもお伺いしましたけれども、例えば不動産ですか動産、例えば物を押された場合、あとは何か権利、例えばゴルフとか自動車とか権利あるものも差押えの対象になるかもしれませんので、そういった場合はどう処分されるのか、どう進めていくのか、最後にそこをお聞きして質問を終わりたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 実際、不動産ですか動産の差押えによる徵収方法がございます。ただ、不動産とか動産に関しては権利関係がありまして、そういった部分でなかなか、それこそ物件が相続とかになっていれば、なかなかそういった部分は難しい部分もありますし、今のところ当町においては不動産の差押えというのはまだやったことがございませんので、今後そういった動産も当然差し押さえるべきものがありましたらそういったふうに進めていきたいと思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、1款町税の質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税から9款地方特例交付金まで、15ページから18ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり） なければ、2款地方譲与税から9款地方特例交付金までの質疑を終わります。

次に、10款地方交付税、17ページ、18ページの質疑を行います。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり） なければ、10款地方交付税の質疑を終わります。

次に、11款交通安全対策特別交付金から13款使用料及び手数料まで、17ページから22ページ

までの質疑を行います。三浦清人委員。

○三浦清人委員 20ページになりますか、保育所の利用料金なんですが、以前も話をさせていただいたんですが、我が町の規則、決まりといいますか、3歳以上の無料といいますか、ゼロ歳から2歳までは徴収しているんですね。できれば、町長、2歳10か月と3歳、1か月か2か月ぐらいで無料と有料というのは、何というか、不平等というか、不公平というか、あるのではないかなと思っていまして、これはひとつ何とか全額、ゼロ歳からも無償ということは考えられませんか。人数等々、町の運営、民間の運営で人数も260人ぐらいになるのかな。3歳未満ですと56人ぐらいいると。額を見ますと670万円プラスアルファで約1,000万円ぐらいなんです。町長、いかがですか、そういう考えはありませんか。

○委員長（後藤伸太郎君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、突然の御提案でございますので、一応お話はお聞きさせていただきますが、今は決算でございますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 決算を踏まえて次年度の予算に反映するわけですから、取ったのが悪いと言っているんじゃないんです。これからのことと言っているので、徴収したのが悪いとは言つていません、決算ですので。そういうことで、ぜひ、前にも私はこの話を出したんです。町長は一般質問しないとなかなか頭に入れておかないようなので、私は一々一般質問でやるよりはこういう機会にお話をさせてもらっているんです。約1,000万円ですから。

それで、これは三陸新報かな、論説を含めて記事になっているんですが、気仙沼市は子育てアンケートというのを取っているようでした。アンケートの中身は、子育てに不安だと、何が不安かというと経済的な負担だと。そういうことで、なかなか子供をつくらないといいますか、1人か2人で終わるんだというような内容であります。

そういう観点からも、ぜひゼロ歳から2歳までの給食費も含めた保育料、これは民間も含めて、ぜひ無料にしていただきたいと思いますが、もう一度、町長、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話ししていただきたいだけでございますので、今この場所でお答えするというわけにはまいりませんので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 町長、検討いただくということでおろしいですか。（「お話は頂戴しました」の声あり）お話は承りますという答弁だそうです。

ほかに。須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 1件だけお伺いします。13款の使用料の分だと思います。19ページから22ページに記載されています住宅使用料についてお伺いします。

収入、過年度分の収納率が大幅に上がったかと解釈しているんですけれども、過去までの積上げの額も大分ありました。前年度だと11%、11.6%ぐらいだったと思うんですが、今年度は参考資料を見ますと51%ぐらいまで実数が上がっています。努力の結果と見てよろしいと思うんですけども、この内容というか、それをお示しいただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 過年度の滞納額ということでお答えをさせていただきたいと思います。今年度、職員が頑張ったということではあるんですが、職員並びに住宅供給公社と連携を取りつつ過年度の滞納整理に努めた結果、昨年度の決算に比べると約半減したということでございまして、定期的な御連絡であったり滞納額の収納についての御相談であったりということで、丁寧に対応した結果かなと捉えてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 なかなか難しい課題に取り組んだ結果だと思います。ただ、入居率自体は当町の場合は相変わらず高い基準で入居されていると思いますけれども、前にもいろいろな場面で答弁にあります入居資格の拡大とともにいろいろ検討しながらこの先の運営に当たっていくのかというところをお伺いしたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 現段階では委員おっしゃったように一定程度の空きが出ましても入居者が入ってくると。それが右肩上がりかというとそうではないんですが、若干右肩下がりになりつつあるんですが、現段階で募集をしますとおおむね入居希望の方がいらっしゃるという状況でございますので、今後の状況を見つつ、国から示されております、許容される使用の仕方というんですか、そういったものを検討しつつ、住宅の空きあんばい等々を見つつ検討してまいりたいと考えてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 同じ項目について、ちょっと違った部分をお聞きしたいと思います。ページは同じく22ページです。

過年度町営住宅使用料の部分について、お聞きしたかったのは、増加傾向にあることはもちろんいい状況ではないんですけれども、当然それに対して御努力はされているということございました。どうしてもこういった形で附表を見ますと収入未済額というのが増えている

ことは好ましくないとは言いつつも、いろいろな要因がありますから、それに対して努力していくという話でもあったと思うんですが、こういったことが発生する、収入未済が発生することに対して、分析というか、その要因が何であるか、経済的だけではなくて、いろいろなほかの要因もあるかもしれません、その要因に対して何かアプローチはされているんでしょうか、その点をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 御家庭によって様々でございますが、なかなかこの場で申し上げられないような事案もありますので、詳細については差し控えさせていただきますが、要は収入の使途であったりそういったものが、税金も含めて使用料も対価として当然ながら支払うべき金額でございますので、そういったものをしっかりとお支払いをいただいた上でそのほかの使途に使っていただくようにお願いをしたり指導したりということで努めておるところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 これからまた入居率も、もちろん今は高い水準で推移しているという話でもあったんですが、今後、入った方々が高齢化されていますし、独居世帯も増えてきていますので、今後ここ数年間で一気に入居率が低くなるということも考えられるということで、それは理解しております。それに伴って、一般的な入居者といいますか、そういう方も増えてくると思うんですが、今、入る方で一つ課題になっているのは恐らく保証人の設定をどうされるかだと思うんですが、その保証人とかの規定については今後も同じ形で規定をそのまま遵守していくのか、それとも、もう少し入りやすいように要件緩和とかも検討されているのかどうか、そこを再度お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 保証人の要件緩和ということでございますが、保証人については、町としては債権をしっかりと回収するという意味合いでも保証人については今までどおりつけていただこうことを基本とするということではございますが、今、町内の方限定とかという具合になってございますが、なかなか他市町村を見ましても今そういった状況にはないというところがございますので、その辺につきましては検討させていただいているところでございます。まだ結論としてはここで明確にお話はできませんが、検討はさせていただいておるところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 なかなか一長一短にはいかないというか、簡単にはいかない問題、難しい問題だと思いますので、引き続きいろいろな角度から検討されることを望んでおります。

最後にお聞きしたいのは、家賃算定の基準とかもあって毎年家賃が決まっていると思うんですけどけれども、建物自体が、これは当たり前のことなんですが、当然古くなっていく、じやあ何かリフォームがかかるかということではないんだろうなと。維持管理について、建物の維持管理はもちろんしっかりとされていると思うんですが、大幅なリフォームをかけるとかそういう話ではないと思うので、そうなってくると耐用年数ですか、建物の耐用年数自体も上がるではなくて、下がると思うんです。そうなってくると耐用年数によって改めて家賃の規定とかも町営住宅については今後変わっていくというか、変動に対して検討されるのかどうか、要は耐用年数が低くなつていけば、当然建物が古いから安くなっていくのが普通のイメージかなと思うんですが、家賃の規定について、今後そういった要因も含めて変動が検討されるかどうか、そこを最後にお聞きして質問を終わります。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町営住宅の家賃につきましては、今、委員の御質問ございましたように、経過年数等々で当然ながら家賃算定の際に係数という形でかかってまいりますので、年数がたてばたつほど同じ建物であっても少しずつ家賃が下がつてくるという仕組みになってございますので、それにつきましては公営住宅法で家賃の算定方法が決まっておりますので、それにのつとった形での算定を続けていくということになろうかと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。（「なし」の声あり）なければ、11款交通安全対策特別交付金から13款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、14款国庫支出金及び15款県支出金、21ページから34ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なければ、14款国庫支出金及び15款県支出金の質疑を終わります。

次に、16款財産収入から22款自動車取得税交付金まで、33ページから50ページまでの質疑を行います。須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 1件だけお伺いします。16款財産収入、35、36ページ辺りだと思います。

町有地の移転促進団地の売却が毎年増減がありながらあると思います。それで売れた分は国に返還するというしつらえだったと思っているんですけども、この制度の形に例えれば公的期限みたいなのはあるんですか。何年たとうと売れたものは返却するという構図になっているのかを確認させていただきたいんですが。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

委員御指摘のとおり、今後もこれまでの考え方と基本的には変わらない形で、返還という形で取り扱ってまいります。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 1点だけ伺いたいと思います。ページ数、35か36だと思うんですけども、財産運用について伺いたいと思います。

預金利子なんですけれども、財調の分と公共施設の維持管理の分の運用についてお聞きしたいと思います。

今回50億円ぐらいで1,400万円の利子ということと、あともう1件、維持管理のほうは約60億円ぐらいで2,000万円の利子ということですが、その運用としては預金及び社債、もう一つは国債等で運用されたみたいですけれども、そこで伺いたいのは、こういった自治体というか、公共の町で例えば財産運用とした場合、投機的な感じで使える、例えば自治体として金とか買って運用とかできるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 御答弁申し上げます。

町の歳計現金及び基金につきましては、安全な中でしっかりと運用をしていかなければならないと認識しておりますことから、いわゆる株券とか金といった運用は考えておりませんし、法律上許されているかどうかという部分については具体に金がどうのこうのという明文の規定はないんですけども、そもそも皆様からお預かりしている貴重な税金が原資になっていり以上、安全な形といった観点から、私としては町のお金を金とかああいうのは許されてないのではないかという解釈を、判断しております。以上です。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の説明で分かったんですけども、法律的というか、決まりとして、買うことはできるかもしれない、そういう答弁でよろしいでしょうか。

そこで伺いたいのは、よく金で投資するときに、長期的な保有とか、時期と資金を分散ということで、金を商品として扱うのか、お金として扱うのかという部分も何かうたわれているみたいですので……、聞いてなかったですか。じゃあもう一回、金をよく個人の家とか会社とかで保有するときに、長期的な保有だったら金がいいとか、あと時期、例えば全財産を全部金にかけるのではなくて、ある程度の部分を金で財産として保有するということと、金自

体を商品として考えることと、金をお金として考えることもできる、そういうことも運用するときにうたわれていますので、そういったところからすると、現在、金の相場が結構動いているみたいなので、安全が担保できないのかどうか、その点を再度伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 確実に答えられる範囲でどうぞ。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 議員はいろいろお考えとかお持ちのようでございますが、個人で運用する分につきましてはそういったことかもしれませんけれども、事税金、町のお金を金で運用するのは考えたこともございませんし、今後も会計管理者として町の公金を金で運用するとは私は思っておりません。以上です。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 1点だけお伺いいたします。42ページ、項目は3項貸付金元利収入のところで2節民生費貸付収入のところでございます。

災害援護資金について、貸付けが東日本大震災発生直後から制度が始まって、それで助かったという方々も申込み件数も非常に多かったものでございますけれども、償還期間が基本的には10年でありながら東日本大震災被災者については13年となっているかと思います。

そうなってきますと、今後、令和5年度は決算としては終わっているんですけども、こうやって令和6年、7年としていくうちにどんどん返済を迫られてくる時期になってきているんだろうと思います。ここも附表を見ますと年々滞納繰越しについても増えているような状況が数値だけを見れば見て取れますので、こういったことをケアしていくために何か対策はされているのかどうか、そこをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 災害援護資金の関係の御質問でございました。

委員おっしゃるとおり、震災から13年が経過しておりますので、ここ最近の傾向としましては、この期間の中で貸付けを受けた方々は当然高齢化が進んでいるといった状況、それから病気等になるケースも増えてきて、そこで収入が少なくなっているといったところの理由から滞納があるといった状況です。また、コロナ禍、物価高騰も一定の要因としてはあるのかなと思います。

なかなかこういう方々についてはこれから劇的に家計がよくなるというところはあまり考えづらいというところもありますので、こちらとしては電話等、訪問等でなるべく早めに連絡をいただきたいと、町と相談させていただいて、例えば少額償還とか納付猶予といったところで、一旦そういった形で今後のことを一緒に考えていきましょうということでお話をさせ

ていただいているところです。

○委員長（後藤伸太郎君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 恐らくそういったことというのは減るではなくて今後増えてくるとイメージしてしまいますし、どんどん時間が経過すればするほど回収不能になっていくのではないかという心配もされる部分ではあります。実際のところ、町側からも一応アクションはもちろん起こしているとは思うんですが、逆にお借りしている方々からの相談件数というのは、実際に、どうしても単年ベースで集計すると思うんですが、増えているんでしょうか、それとも、本当は相談してほしいところなんですけれども、実は相談に至ってないケースもあるのかどうか、その現状というか、どう考えいらっしゃるかお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 定期的に少額償還の計画を改めて立ててという方、定期的にお支払いいただいている方に関しては御相談をいただくケースもございますけれども、どちらかというと後者でおっしゃったようにこちらからアプローチをして相談といったケースが多いのかなと思います。毎年10月頃に定期的に現況届を出していただく機会とかもありますので、その際に面会というか、面談をして、改めて相談をするといったケースもあります。

○委員長（後藤伸太郎君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 既にそうやって行っている方々もいらっしゃると思いますが、恐らくまだまだ件数的には、逆に言うとまだ何もアプローチできていないとか、町民の皆さんも返し始める時期なんだろうと思うんですけれども、どうしたらいいか分からぬのかなという方々も、当然お借りしたお金という認識はあると思うんですが、じゃあそれをどう返していくかと。少額返済とかも相談に応じますということではあったんですけども、そういったことも、もし知らなければ、これはもしかしたら返せないかな、返せないかなと迷うままにそのままになっている方々も、もしかしたらいらっしゃるかもしれませんし、そういったところを親身になってというか、これは手間がかかることではありますけれども、お願いしたいなという部分でありますし、同時に、どうしても個人情報の保護という面から見れば、なかなか窓口を広げていいかというと決してそうでもないだろうなと思いますので、その辺の相談しやすい環境づくりについて、今後どのようにしていくか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 引き続きこちらからのアプローチは続けていくということと、最初に組んだ計画がそのままではなくて、その時々で変わってもよいというあれではないですけれども、そういうことも考えられるということを町と納付される方の中で共有したいと思いますし、またこれについては長期間にわたる返済ということで、一方で納付意欲を持ち続けていただかくというのが非常に大事だと思っておりますので、定期的なそういった面談を心がけていきたいと思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）ないようですので、16款財産収入から22款自動車取得税交付金までの質疑を終わります。

以上で歳入に関する質疑を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は14時35分といたします。

午後2時17分 休憩

午後2時34分 再開

○委員長（後藤伸太郎君） それでは再開します。

次に、一般会計の歳出の審査に入ります。

審査は款ごとに区切って行います。

初めに、1款議会費、51ページから52ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（佐藤正文君） それでは、1款議会費について御説明いたします。

決算書51ページ、52ページを御覧いただきたいと思います。

1款議会費の支出済額は9,415万1,074円で、対前年度比較0.53%の減と、ほぼ前年度と同額の決算となっております。予算に対する執行率は98.52%でありました。

令和5年度中の議会活動の成果等につきましては、決算附表21ページから24ページにまとめておりますので、御参照願います。

以上、簡単ですが、細部説明といたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようですので、1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費、53ページから82ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、最初に、2款総務費全体の状況を説明

いたします。

令和4年度決算対比でマイナス22.3%となっております。企画費において、令和4年度に行った新型コロナウイルス対応生活支援応援券事業及び地方創生推進費で行ったうみべの広場整備工事及び繰越分の道の駅建設工事が終了したこと等による減額となったところでございます。

決算書53ページからの1目一般管理費につきましては、令和4年度決算対比で9.7%、予算に対する執行率は97.3%となっております。一般管理費は、職員や派遣職員の入件費負担など内部管理費であります。ほぼ前年度並みとなったところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 続きまして、57ページ及び58ページ、2目文書広報費でございます。文書広報費につきましては、予算に対する執行率は94.04%、令和4年度との比較ではプラス2.48%となってございます。主に町広報紙「広報南さんりく」の発行に係る経費のほか、行政文書の発送等に要する郵送料、その他の通信運搬費に係る支出となってございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 同じく3目財政管理費でございます。

予算額に対する執行率は92.2%、前年度対比では19.3%となっております。前年度とほぼ同額となっているところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長、前年度比13.3%というのは、プラスですか、マイナスですか。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 13.3%のプラスでございます。失礼いたしました。

○委員長（後藤伸太郎君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 続きまして、4目会計管理費です。

会計処理に要する経費等でございまして、執行率は97.62%、対前年度比では金額にして30万円弱の減、率にいたしますと17.39%の減でありました。以上です。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 続きまして、57ページ及び58ページから61ページ、62ページの上段、5目財産管理費でございます。

財産管理費につきましては、予算に対する執行率は97%、令和4年度との比較ではマイナスの1.44%となってございます。主に庁舎などの施設や公用車、その他財産の維持管理等のほか、各種基金、積立金等に係る支出でございます。

次に、同じく61ページ及び62ページから続いて63ページ及び64ページの上段、6目企画費でございます。

企画費につきましては、予算に対する執行率は93.48%、令和4年度との比較ではマイナスの30.95%となってございます。主に気仙沼本吉地域広域行政事務組合への負担金並びに附属機関、諮問機関の委員報酬等について支出しているものでございます。

また、令和4年度との比較におけるマイナスの部分につきましては、先ほど総務課長からもございましたが、令和4年度においては新型コロナウイルス対応生活支援応援券の交付事業を行ったことなどによるものでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 総合支所長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、同じく7目総合支所管理費でございます。歌津総合支所による管理運営の費用でございます。予算額に対する執行率は98.0%、前年度対比で1.0%の増と、ほぼ前年度と同額となっているところでございます。

続きまして、8目交通安全対策費でございますが、予算額に対する執行率は68.0%、前年度決算対比でマイナスの32.8%となっております。交通安全活動に要する費用のほか、カーブミラーなど交通安全施設整備に要する費用を支出しておりますが、令和5年度のカーブミラー設置工事の減少のため減額となったものでございます。交通安全指導員や工事の概要は決算附表28ページに記載しておりますので、御確認願います。

続きまして、9目防犯対策費につきましては、防犯活動に要する費用を支出しております。予算額に対する執行率は65.5%、前年度決算対比でマイナスの20.8%となっております。減額となった主な要因につきましては、防犯灯設置工事数の減少とともに防犯灯設置費補助金において件数が減少したことによるものでございます。

続きまして、65、66ページをお開き願います。

10目危機管理対策費につきましては、予算額に対する執行率は74.4%、前年度決算対比で26.7%の増となっております。増額の要因につきましては、令和5年度より18節負担金補助及び交付金により防災士育成事業費補助金を3名に交付したことによるものでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 続きまして、65ページ及び66ページから67ページ並びに68ページの上段、11目電子計算費でございます。

電子計算費につきましては、予算に対する執行率は94.46%、令和4年度との比較ではマイナスの9.07%となってございます。主に行政サービスの提供に係る電算システムや府内LA

Nシステム等に係る支出となってございます。

次に、同じく67ページ及び68ページから続いて69ページ及び70ページの上段、12目まちづくり推進費でございます。

まちづくり推進費につきましては、予算に対する執行率は90.25%、令和4年度との比較ではプラスの17.79%となってございます。主にふるさとまちづくり基金への積立金、その他のふるさと納税の受入れに係る経費のほか、おらほのまちづくり支援事業補助金等に係る支出となってございます。

次に、同じく69ページ及び70ページ、13目地域交通対策費でございます。

地域交通対策費につきましては、予算に対する執行率は99.76%、令和4年度との比較ではプラスの32.08%となってございます。主に町内乗合バスに係る支出となっております。令和4年度との比較におけるプラスの部分につきましては、当該負担金の増加といったことになってございます。

同じく69ページ及び70ページから続いて71ページ及び72ページ、14目地方創生推進費でございます。

地方創生推進費につきましては、予算に対する執行率89.37%、令和4年度との比較ではマイナスの68.75%となってございます。高校魅力化事業や移住定住、地域おこし協力隊といった事務事業に係る支出でございます。令和4年度との比較におけるマイナス部分につきましては、先ほどと同じく、総務課長からもございましたとおり、令和4年度においては道の駅関連事業並びにうみべの広場関連事業を実施したといったことによるものでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 続きまして、同じく71ページ及び72ページ下段から73ページ及び74ページとなります。

2項徴税費です。町税の徴収及び収納に係る事務に要する経費を支出しております。予算に対する執行率は94%となっております。

1目税務総務費は、固定資産評価審査委員会に要する経費及び税務担当職員の人事費が主な内容でございます。予算に対する執行率は99.2%、対前年比では8.4%の減であります。

続いて、同じく73ページ及び74ページ中段から75ページ及び76ページ上段となります。

2目賦課徴収費、各種税の賦課徴収、収納に要する物件費が主な内容であります。予算に対する執行率は85.1%、対前年度比では14.3%の減となっております。

同じく75ページ及び76ページになります。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費です。戸籍事務及び住民基本台帳事務に要する経費が主な内容です。予算に対する執行率は87.9%、執行額はほぼ前年度同額となっております。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（千葉 啓君） それでは、77ページ、78ページ、同じく4項選挙管理費につきましては、選挙管理委員会の運営や選挙の執行に要する所要の経費を支出しております。項全体で予算額に対する執行率は96.1%で、前年度決算と対比いたしますと3.1%の増となっております。令和4年度は参議院議員選挙、令和5年度は県議会議員選挙のみであったため、ほぼ前年度並みとなっているところでございます。

1目選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会事務局の人事費及び事務的経費を支出しております。予算に対する執行率は92.8%で、前年度対比で38.2%の増となっているところでございます。増額の要因につきましては、12節委託料において選挙関係システム改修委託料を計上したことによるものでございます。

同じく2目県議会議員一般選挙費につきましては、県議会議員選挙に要する所要の経費を支出しているところでございます。予算に対する執行率は98.2%となっております。

なお、選挙費の各種執行状況につきましては、附表の45ページ、46ページを参照願います。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 続きまして、79ページ及び80ページ、5項統計調査費でございます。5項1目統計調査総務費につきましては、予算に対する執行率は93.94%、令和4年度との比較ではプラスの0.15%となってございます。主に統計調査事務に係る職員の人事費についての支出となってございます。

同じく5項2目統計調査費でございます。予算に対する執行率は97.09%、令和4年度との比較ではプラスの660.63%となっており、そのプラスの部分につきましては、令和5年度においては漁業センサスが実施されたことによる関連経費の増加といったものでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（佐藤正文君） 6項監査委員費です。決算書97ページ、最下段から82ページとなります。

監査委員会に係る人事費及び監査委員事務に要する経費を支出しております。予算に対する執行率は90.57%、対前年度比較では0.13%の減と、ほぼ令和4年度と同額の決算となっております。

以上、簡単ですが、監査委員費説明とし、2款総務費の細部説明を終わります。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

三浦清人委員。

○三浦清人委員 退手組合、退職手当組合負担金なんですが、1人幾らで給料とかいろいろ計算してあるんでしょう。また、前年度といいますか、退職者が多くて、退職金の支払いが多いとさらにまた町の負担金が多くなると。計算方法は私は分かりませんけれども、そういう内容での負担額というのが決まってくるかと思うんです。

そこで、この間、テレビのワイドショーか何だか見ていたら、茨城県のつくば市の市長なんですが、通常であれば1期で2,000万円ぐらいの退職金だと、それが何か市民の方に評価してもらうんだと、それで金額を決めたいということがテレビで放映なったんです。

そういうことが簡単にできるものかどうなのか、その額というものをどうすればそういうことができるのか、条例の変更なのかどうなのか。これは企画課担当ですか、総務課担当ですか。なかなか今すぐには難しいべおんね。通告しておけばよかったです。

ちなみに、4年前、その市長、4年前の退職金が22円だそうです。

どのようにすればそういうことができるのか簡単に、難しいのであれば後でもいいから、決算委員会の中でいいですから。私も通告しておかなければ悪かったです。

それから、不用額なんですが、監査委員の結びの文章を読ませてもらったんですが、去年も同じようなことが書かれていたんです。補正をなにしてすぐに別なほうに回せというようなこと、全く同じ内容でした。監査委員、なじょですか、こういうことを何ば語っても分からぬというか、同じことをやられて、監査委員としてどう思いますか。7億7,000万円ですよ、今年は。もっともっと早くに減額補正なりして……。予算がない、予算がないという形で、建設課の課長、これ約8億円も余っている。どこに予算がないと。そこでがちっと押さえているからないのであって、監査委員が言うように減額補正してそっちに回すこともできると思うんですけども、その辺、監査委員、なじょに考えますか。去年も語ったけれども分からぬんだな。やんたくなると思いますよ、監査委員も。その辺いかがですか。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 1点目の退職手当、町独自で設定できるかというところでございますけれども、今、委員がお話しされた市に関しては恐らく市独自で退職手当を計算していると思うんです。独自でやっている。

当町につきましては、県の退手組合にお願いしているということもございますので、端的に

言いますと当町では独自というのはできないと御理解していただければと思います。できるというのは恐らく市独自でやっていると思います。（「組合ではないの」の声あり）組合でなくて、退手自体を市独自でやっていると。

○委員長（後藤伸太郎君） 代表監査委員。

○代表監査委員（横山孝明君） 今、三浦委員が言ったとおりでございまして、確かに早めに不用額を精算して予算に回すべきだという思いで私も書いております。

7億7,000万円、今年あるんですけれども、去年よりは不用額が少なくなっているということで、徐々に改善してきているのかなと私は考えています。今年は早めに、前回のいつでしたか、3月の前のときに、不用額の精算、各課でいろいろやっているみたいなので、その辺では、言っておくことは大切なんですけれども、そういう積み重ねが必要なのかなと、不用額を早めに財政に戻して、その予算を有効的に活用すべきだという意味で記載させていただいているので、去年よりは改善しているということでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そうすると市の場合は独自で、どこの市もそうなのかな、その辺は分からぬけれども、つくば市だけですか。あとは町村、宮城県は市も入っているんですか。入っているんだな。（「仙台市を除いて」の声あり）仙台市を除いた。入っている。よく団体が退職組合に加入するかしないか各議会で、今度は広域の場合だと専決処分になったようだけれども、そうですか、そういうやり方もあるということですね。

それから、少なくなったと語っても、8億円も、不用額ですよ、いやいやいや、なじょにしたらこんな不用額が出るんだべね。出すための予算計上なのかとしか思われない。見通しつかないのか、全く。どのようにして、どうすればこんなに余るぐらいの予算計上ができるんだべね。今から予算をつくるために、確実に使うものですかと、こっちも疑ってからなくてはならない、予算計上、議会の議決が要るときに、本当に使うのかと、一筆書いてもらわなければならないな、これ。そこまではなかなか難しいことなんだけれどもね。とにかく「予算がない」「予算がない」といつも言っているから、あえてこういう質問になるわけですから、使わなければならぬところにはどんどん使って、町民のためにやるんだから、そこを理解してもらわないと困りますよ。何も総務課長とか企画課長を責めているわけではないんだけれども、財政ですから、総務課長、そのことをよろしく頼みますよ。

町長、いかがですか、一言何かありますか。（発言あり）ないですか。自分のことでないからと思っているんでないの。あなただからね、最終責任者は。終わります。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長、先ほど答弁した内容等を調査して、違うことがあった場合は申し出てください。後刻、報告をお願いします。

ほかに。須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 1点だけお伺いします。ページ数で言いますと69から72ページにかけてだと思います。

14目ですか、地方創生推進費、実際は72ページの上段にあります志津川交流拠点地区事業効果分析調査、決算附表の36ページの下段に記載されていますが、さきの議会でもたしかこういう話が出ていたと思うんですけども、この調査結果はどんな形になったのかお伺いしたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは、志津川交流拠点地区事業効果分析調査等業務委託料に關しましてお答えをさせていただきます。

委員お話ございましたとおり、附表36ページの最下段、（6）となってございます。

この内容につきましては、社総交を使わせていただいた関係で、志津川地区中心部の観光客の方々等を含めた回遊率等について当課で調査をさせていただいたものでございます。

まず調査結果として表れてございますのが、中心部で一番多くお見えになった施設、最初の目的地として訪れたのはさんさん商店街という形が出てございまして、その後に311メモリアルあるいは震災復興祈念公園並びに上の山公園周辺に回遊といった形で2か所目の場所としてお客様が訪れたといった結果が出てございます。

また、回遊率をパーセントで表しますと34.4%となってございます。3割強程度、4割弱ですか、逆に、その方々がさんさん商店街にお越しになれば、そこに限らずして周辺の施設を回遊されたといった結果が出てございます。

この結果を受けまして、当課でも引き続き関係機関等と連携をいたしまして、周辺施設のアナウンス等も含めまして、より意を用いてまいりたいと考えてございます。

また、この事業では、加えまして、市街地を回遊いただく際の参考になるようなパンフレットを作成してございまして、1万部を印刷させていただきました。既に志津川地区内の観光施設あるいは公共施設等に配備をさせていただいてございますので、こういったものも活用しながら、お客様の満足度の向上等といったものにつながればと、努めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 大体分かりました。

観光の部分の施策で出てくるのは、滞在時間を長くするというお話が出てきていますけれども、分析して調査して、具体的に行く動きというところだと今の1万部のパンフレットというようなところだと思います。ある程度の目標というのが設定されて、今年度、各担当部署で動いているかと思うんですけども、年度が変わって半年ぐらいたっています。感触的にはどんな感じなんでしょうか。その目標を決めて動いている、試してみましたというところの感触をお伺いしたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） おかげさまで、うみべの広場が竣工、オープンいたしました、昨年の夏になりますけれども。だんだんとうみべの広場そのものの認知度といったものも上がってきてていると考えてございます。来訪された方々からお聞きしますと、モアイの特別性といいますか、そういうものについて改めて着眼されているといった方々も多いようです。土曜、日曜、委員も御覧になっているかと思いますけれども、あの場で家族連れ等で記念写真等を撮る方々もこれまでよりは増えているだろうと考えてございます。

なお、今後も、特にうみべの広場を主といたしまして、何かしら、町側だけではなくて、民間の方々にもイベント等で有効活用していただけるような周知等を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 では、私からは細かいところ3点お伺いいたします。

ページは、2つが65、66ページ、10目危機管理対策費のところのまず1つ目は10節需用費のところで、消耗品費というのは備蓄品の整備に当たるんでしょうかというところでお聞きしましたが、そこで附表を見ると、非常食、長期保存水等273万6,445円ですか、3か所にそれぞれ整備しましたとなっています。金額的に3か所の分だと思うんですが、それを均等にというか、3か所に均等にやれば90万円ちょっとという金額だと思うんですけども、避難想定人数が当然3か所同じなわけはありませんので、そうすると違うのかなと、整備するレベルがですね。そういうものについて、一つ一つ何か設定の基準とかがあるんでしょうか。この金額を積算してそういう金額になったと、整備しましたという設定基準というのがあるのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

そして、2つ目は、同じ目の18節、先ほど防災士の育成事業費について説明ありましたが、不用額の話で言えば、結局使った金額よりも不用額のほうが圧倒的に多いと。これは毎年毎

年もちろん計上されているんですけども、なかなか、人数が伸びているかというと、毎年の報告で言えば大体1桁で終わっている現実なのがなと。不用額はあくまで小さいのかもしれませんのが、こういった積み重ね積み重ねの話でいくと決して小さくないのかなと感じてしまうのがこの部分でもあります。ということで、何か、予算が使われない、この部分で反省点みたいなものはあったのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

そして、3点目は、次のページ、67、68ページに行きまして、12目まちづくり推進費の12節委託料のところで南三陸なうサイト改修業務委託料として計上されたものがあります。お聞きしたいのは、金額ではなくて、「南三陸なう」は一定の役目を終えて終了されたとなっておりますけれども、終了された理由はその役目を終えただけなのかどうか、何か総合的にいろいろな理由があって閉鎖されたのか、一定の役目を終えたのであれば、逆に言えば次の企画があるのかどうかという話にもつながってくるので、終えられた理由、総合的に説明できるものがあればお示しいただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君）　総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君）　まず備蓄品でございます。

避難所に関しましては、志津川中学校、スポーツ交流村（ベイサイドアリーナ）、平成の森アリーナの3か所に整備をしているところでございます。

設定基準といいますか、これに関しましては、備蓄品の消費期限がございますので、それに伴って入替えをしているということでございますので、当然ながら3か所均等ではないというところでございます。

2点目、防災士でございます。

町としては、必要な資格ということで毎年予算計上をしておるんですけども、昨年、残念ながら3名にとどまったというところでございます。反省点といたしましては、圧倒的に広報、啓発が足りないのかなというところは感じているところでございます。広報には毎年記載させていただいているところでございますけれども、今後、例えば防災訓練ですとか、あとはいろいろな機を見て広報しますし、ぜひ消防団の方にも積極的に取っていただきたいということもございますので、そこは意を用いながら消防団に積極的にPRしていきたいと考えてございます。

○委員長（後藤伸太郎君）　企画課長。

○企画課長（岩淵武久君）　地域情報発信等業務委託料についてでございます。

委員御指摘のとおり、「南三陸なう」に係る経費となってございまして、またお話をございま

したとおり、令和6年度においては休止といいますか、停止をさせていただいている状況でございます。令和5年度には動画でありますとユーチューブ等に48本の動画等を配信いただいてございますけれども、当課で改めて費用をかけて、どこを、どういった方々を改めてターゲットにしていくべきかというのをもう一回この時期において整理をさせていただきたいと令和6年度では考えてございます。改めて何かしらその代わりになるもの、例えば町直営で直接発信をしているかといったことは現段階ではありませんで、その仕掛けといいますか、手法も含めまして、手段ですか、そういった部分もただいま検討しながら、移住者向けのか、町民の方々に町の魅力といったものを再認識いただくというものをベースにするのか、そうしたことを再整理しながら、可能であればホームページの改修等と併せながら何かしら有効策といったものを見出していければと、現段階ではそういった状況となってございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 備蓄品の整備について答弁というか、説明いただきました。

どんどんどんどん順次入替えが必要な部分でもありますので、それは計画的に更新されいくとは思うんですけれども、指定の避難所において備蓄品がどれぐらいあるかというのは、どれぐらい備蓄しているかというのは、なかなか避難する町民の皆さん知っているようでも知らない部分というか、何人分がそこにあるんだろうとか、どういったものがあるんだろうとか、逆に、なければないで、私たちはこういうものを準備しなければいけないとか、いろいろまた意識啓発も含めて備蓄品からもアプローチできる部分がたくさんあるのではないかと思っております。

また、一般質問でも少し言及しましたが、人権に配慮したというところで言及したんすけれども、アレルギー対応であったりとか、あとは例えば動物を連れてくる方もいらっしゃる可能性もあるということとかいろいろ考えられる中で、備蓄品の在り方というのもある程度一定基準がないと、何でもかんでもというわけにいかないので、そういったところも考えられているのかなというところで確認の意味合いも込めて質問させていただきました。

3か所整備された令和5年度でありますけれども、ほかの指定避難所についても順次更新をされていくと理解しているんですが、その更新状況、今年度分について何かこの場でお示しできるものがあればそれを御説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

そして、防災士については、今、課長からいろいろ広報、啓発の反省点も含めていただきました。いろいろなアプローチの仕方があると思うんです。今、消防団という一例を挙げてい

ただきましたけれども、ほかの事例を見れば、特に一般企業とかでも例えれば役職者の方は、例えば一般企業で言えばB C P作成とかということもうたわれているので、そうなってくると一般社員じゃなくて役職者向けに投げかけをするとか、特に郵便局とかは結構局長が積極的に取っていらっしゃるケースもあるかと思うので、一般的な啓発、広報はもちろん大事なんですけれども、ある程度、今後防災施策を進めていく上で少しターゲット化していくのもこの部分では必要かなと思いますが、その点について再度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

そして、「南三陸なう」について、結構残念がる方が多くて、しかも休止、停止というよりは何か終わった感があったような最後の情報発信だったように見受けてしまったんです。SNSに載っていたコメント欄も「ちょっと残念だな」とか「まだまだ続けてほしかった」とかという声も多々ありますので、もちろん今整理されているということで、再開するというのを望んでいるんですけども、もうちょっと説明の仕方というか、発信の仕方が一工夫あってもよかったですかなと思うんですが、課長の考えをもう一度お聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 備蓄品につきましては、更新状況というお話でしたけれども、まず町全体で飲料水につきましては2万本、食料につきましてはアレルギー対応食も含めて2万7,000食ほど用意しているということでございます。これを計算しますと約1,000人の備蓄量ということでございます。安心・安全の日に、避難する際はできるだけ個人個人で3日分の食料をお持ちくださいという広報の活動もしておりますので十分なのかなと、段階ではそのように思っているところでございます。

ただ、いろいろ様々な、委員がお話しされたようにペットとかアレルギー対応はしているんですけども、こういった避難所生活等で不便をかけるということもありますので、できるだけふだんの生活に近づけるような物品を備蓄していく方向ということでございます。

防災士につきましては、委員からターゲット化することも必要ではないかという御意見もございました。そういう意味で、消防団等をターゲット化しながら今後広報、啓発に努めていきたいと思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 3点目でございます。「南三陸なう」につきましては、停止といいますか、その際に、伊藤委員がお話しされましたのは、受託者側のスタッフの方々が対外的

にもその停止に当たって発信された内容といったものがＳＮＳ等を通じて町民の皆さんも御覧になっているというのは私も伺ってございます。

当然その効果ですとかそういうものを当課として否定しているわけではございませんで、まずもって、これまで様々御協力いただいて委託事業として展開してまいりましたけれども、改めて町として、委託先に対して、どういった内容についてどういった形で何を発信していくかといったことをもう一度町側で整理をさせていただいて、その再開というのは、「南三陸なう」そのものは1年ブランクがあって再開するといったことに簡単にはならないと思いますけれども、情報発信の在り方としてまずは我々で整理をさせていただきたいという期間であるということで御理解をいただきたいと思います。

また、停止といいますか、令和6年度にストップするに当たりましては、受託者側とも様々人員配置等も含めて協議した結果といったことでもございますので、御理解をいただきたいと考えてございます。

○委員長（後藤伸太郎君）　伊藤俊委員。

○伊藤　俊委員　「南三陸なう」については分かりました。

では、残り2つの分について再度お尋ねしたいと思うんですけども、避難所については備蓄も現段階では十分ではないかということで、今後も更新されていくということは分かったんですけども、そうなってきますと、例えば今回は3か所、令和5年度に整備されていますけれども、それぞれの避難所に何人分の備蓄がされていますという情報共有というのは避難所自体にも、例えば平成の森でしたら何人分、何日分の備蓄がございますとかという表示というか、お知らせがあるのかどうかも含めて、それがあるのであれば、地区の皆さんとそれがしっかりと共有されているのかどうか、そういう情報共有の部分についてどうなっているか、最後にお聞きしたいと思います。

それから、防災士については、ターゲット化の話をさせていただいたんですけども、同時に、最後にお聞きしたかったのは、少ないといえ、人数は年々増えているという積み重ねはあります。以前にこの議場のやり取りの中で、取った後、活動の幅をどう広げていくかというお話もありました、私以外の議員も恐らく質問されたと思うんですけども。

改めて、「防災士の協議会をつくったからいい」ではないんですけども、今後、より活動を活発化していくために、連絡協議会みたいな話も以前あったのではないかと思うんですが、令和6年度が進んでいるんですけども、そういう検討の進捗とか、もしもあるのであればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今、御質問あった件なんですかけれども、どこどこ の避難所に幾ら備蓄があるというのは広報しておりません。ないところもあります。というのは、1か所に大量に備蓄をしている、そこから運び出すということもありますので、今後、 そういういた避難所ごとに何があって、何がなくてというのは、備蓄等も整理しながらお知らせできればいいのかなと思っているところでございます。現段階ではそういういた情報共有は なされてないというところでございます。

防災士につきましては、資格を取った後の活動の幅を広げるという意味でそういういた協議会 があったほうがいいのではないかということでございます。以前にお話があった際も、「あ ったほうがいいよね」という話をさせていただいた記憶はあるんですけども、現段階では なかなか、人数がこのとおりでございます。実は今年度は応募者自体がないという状況でござ います。そういう意味で、私が最初に消防団と言ったのは、活動をされている方々にま ず取っていただきて、その日々の活動の中で、今後その資格を取る方へのアドバイスとかそ ういった部分でターゲットというお話をさせていただいたところでございます。

今後、そういう消防団等の機運が高まれば、協議会を立ち上げるという部分に関しては有 益なのかなと考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ページ数72ページ、68ページかもしれないです。まちづくり推進費について伺 いたいと思います。

委託料なんですかけれども、先ほど前委員も言っていた「南三陸なう」の上の部分なんですか れども、人材育成塾運営業務委託料約190万円について伺いたいと思います。

これは一般質問等であった「みなゼミ」だと思われるんですけど、業務委託料ということです 190万円の決算が出ているわけなんですかけど、具体にどのような業務が行われたのか。普通は こういういた塾という名がつくと塾長という方が多分いると思うんですけども、今回の業務 に当たっては塾長がいるのかどうか、そして年に何回開かれての業務委託料なのか、そして この塾自体、終わりが見えているというか、全何回ぐらいを予定して塾が進められていくの か、そのところを伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） ページ数が68ページの部分で、人材育成塾運営業務委託料でござい ます。

委員からお話をございましたとおり、この委託料につきましてはみらい創生塾「みなゼミ」の運営に係る委託料となってございます。

昨年度において委託させていただいた業務内容でございますけれども、人材育成塾の運営は当課としては初めてといったこともございましたので、専門家の方々などをお招きしまして、進行等のファシリテーター役としてお入りいただいたりしてございます。

全何回だったかといったことでございますけれども、令和5年度におきましては11回の開催をさせていただいております。最終回はこちらの議場を利用させていただきまして、卒塾式といった形で展開をさせていただきました。

何回を見込んでといったことでございますけれども、御存じのとおり今年度におきましても「みなゼミ」といったことで実施させていただいてございまして、既に4月から毎月実施をいたしてございますので、回数といたしますれば結果12回になろうかと考えてございます。

また、この委託業務の中に塾長といったものがあるのかといったお話をだつたと思いますけれども、委託業務ではなくて、みらい創生塾「みなゼミ」といった町の事業においては塾長は町長といったことで位置づけて整理をさせていただいてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 この業務委託なんですけれども、具体に専門家をファシリテーターということなんですが、進行とかそういうことも含めて、もう少し具体的な業務というか、190万円ですので、どこかの業者に委託したんだと思うんですが、具体にはどこの、言えるんでしたら、どういった業者が受託しているのか伺っておきたいと思います。

塾長は町長ということなんですけれども、そうすると町長主導で今回はこういったやつとかいろいろやるのか、そのところを伺っておきたいと思います。

あと、その近くに夢大使謝礼35万円とあるんですけども、これはこの塾と関係があるのか、ないのか。

そして、改めて、こういった塾を開く、人材育成とうたっている限りは、もう少しリカレントな部分が入っているのかどうか、その点をお伺いしたいのと、もう1点、スポットとか傍聴みたいにしてその塾に参加できるのか、それとも塾生は塾生で固まっている形なのか、現在のところどのようになっているのか伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず人材育成塾の運営業務委託で受託者から派遣いただく方の内容ということでございますけれども、先ほど申しましたとおりファシリテーター役が最たるもの

のとなってございます。

「みなゼミ」は、基本的に夢大使の方々に講師として授業といいますか、講義を展開いただきますけれども、まず講義をいただいたことについて塾生の皆さんにワークショップ形式等で御議論をいただくと。その御議論いただくに当たっては、講義をいただいた内容と本町の現状、課題等をリンクさせた上で、どういった部分について着眼すべきか、あとはグループごとに発表等の段階で、どういった形で整理をして他のグループ等との整合を図っていくかといったことについては専門的な調整が必要であったと考えてございます。そういった部分については、講師の夢大使の方に限定せず、その専門家でございますファシリテーターの方に入っていただいて、塾生の方々、場合によっては個々人の意見あるいはグループでの意見といったものを総合調整いただいて、まとめ上げていただいたということでございます。

また、どこにということでございますが、塾生は一般の方々が受講されてございますので、仙台市のユーメディアといった会社に委託をさせていただいてございます。

御質問の趣旨を私が分かりかねていれば恐縮なんですが、塾長が町長なので町長主導でといったお話がございましたけれども、でき得る業者を我々で様々ピックアップをさせていただいて、対応している業者が結果として経費等も含めてユーメディアであったという結果でございます。

2点目になろうかと思いますけれども、上段にございます夢大使謝礼が「みなゼミ」と関係するのかといった御質問でよろしかったかと思いますけれども、御指摘のとおり、「みなゼミ」には夢大使の方々に講師として御協力をいただいてございます。令和5年度には8名の夢大使の方々に御協力を賜ってございまして、交通費を謝金的にお支払いをさせていただいている、その実費負担がこの謝礼に当たるといったものでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の説明で大体分かったんですけども、形式的にはワークショップみたいな感じで塾を展開しているという捉え方でいいのかどうか。

そこで、先ほど質問したんですけども、塾生の方に、もっと人づくり、人材育成ですので、塾生の方に人間として熟成、別の「じゅくせい」なんんですけども、そういった部分も望む必要があると思うんですけども、そこで伺いたいのは、講師の方というか、そういった方を、夢大使の人が悪いという意味ではないんですけども、別のもっと専門的というか、プロフェッショナルみたいな方を講師に迎えるということが今後の展開としてあるのか、ないのか、190万円では多分難しいと思うんですけども、そのところを伺って終わりとします。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず「みなゼミ」の開催形態について改めて若干申し上げさせていただきますと、基本的には夢大使の皆様から御講義を賜った後にグループ編成をいたしまして、ワークショップ形式で、様々御講義いただいた内容に関し、塾生の方々個々人がお持ちになっている思い等をグループ内で発表いただいて、各課題についてどういった答えがあるかといったものについてまとめ上げた上でグループごとに発表いただくと、それをまたファシリテーターあるいは講師の方々が課題解決方法案等そういったものをおまとめになるといった流れになります。

また、講師に夢大使以外の別な形でのプロの方々もといった御意見でございましたけれども、委員御存じのとおり、夢大使の皆様は各界各層で御活躍をいただいている方々に委嘱させていただいてございますので、まさにそれぞれその道のプロフェッショナルの方々であろうと我々は整理をさせていただいています。

また、御参考までに申し上げますと、今年度は南三陸病院の副院長からも地域医療について御講義をいただいてございますので、そういった町の情報提供等も併せてお伝えをしたいといった部分については、そういったお医者さんといいますか、副院長の御協力をいただきながら実施をしているといったことでございます。以上であります。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 70ページ、3件お聞きしたいと思います。

70ページの移住定住相談支援業務委託料の件と、2つ目は高校寮賃借料、それからもう1点は311メモリアルの委託料、附表の31ページです。その3点お聞きしたいと思います。

移住定住については、成果はあったようでございます。13組16名が移住定住されたということで、そのぐらいの人数なんですが、1,617万円の金額の算定方法を教えていただきたいと思います。

それから、高校寮の賃借料については、これは借りているんだろうと思うんですが、個人なのか、法人なのか、その辺と土地の面積です。これに2,588万円の金額が載っていました。

それから、311メモリアル指定管理委託料、これは多分主に人件費だと思うんですが、1,780万円の中身についてというか、算定方法、その3点をお願いします。

○委員長（後藤伸太郎君） 佐藤委員、3点目はページ数で言うとどこですか。

○佐藤雄一委員 附表の31ページと言ったつもりなんですが、附表の31ページ。

○委員長（後藤伸太郎君） 表の中ですね。（「そうそう、よろしいですか」の声あり）311メ

モリアルの指定管理委託料はどこの款ですか。（「商工費」の声あり）佐藤委員、附表には載っているんですけども、基金の充当事業の状況なので、311メモリアルの指定管理委託に關しては6款商工費で歳出が出てきます。（「じゃあそのときに」の声あり）

じゃあ前半2点お願ひします。企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは、2点お答えをさせていただきます。

まず移住定住業務でございますが、委員お話しのとおり、附表の35ページから36ページにかけて記載をさせていただいてございます。

まず業務の内容でございますけれども、移住総合窓口の設置の部分につきましては、御承知いただいてございますとおり、日曜日及び月曜日並びに祝日を除き9時から17時まで、役場1階のマチドマに相談窓口を委託事業として受託者に設置をさせていただいてございます。

また、今年度からさらに強化いただいている内容といたしますれば、変わらず同じく移住者でございます地域おこし協力隊の方々の活動のサポートといったことで様々御相談等もいたしましたり、地域おこし協力隊の方々の活動発表会等も開催をいただいているといったことでございます。

また、費用の算定でございますけれども、1社と契約をさせていただいてございまして、人件費的なもの等について積み上げまして、結果としてこういった契約額で実施をさせていただいたという内容でございます。

2点目、高校寮の賃借料でございますけれども、寮自体の建物の賃借となってございまして、土地は町有地となってございますので、御理解をいただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 建物の分ですか。私はこの金額だと土地かと勘違いしました。土地を借りているのであれば、買ってもいいのかなと思っただけの話で、もったいないなと思ってお聞きしました。分かりました。

○委員長（後藤伸太郎君） 1件目もよろしいですか。（「よろしいです」の声あり）

ほかに。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 附表の25ページ、職員研修、町が主体となり実施した研修の中で、メンタルヘルス研修51人参加となっていますけれども、これらの具体的な内容、いつ頃、どこで、対象は何人で51人参加したのかというところと、あわせて決算書56ページのストレスチェック委託料、私はいろいろな件でこういう質問をしているので、これを行って、どういう結果で、効果はこういうのを求めてやったんだということでありましょうけれども、その辺の細部を

お願いいいたします。

あとは附表の36ページ、結婚活動支援事業、これは民間事業者に委託して行ってきたことは重々承知しております。実績として、登録者4名あって成婚者なしなんですけれども、目的に沿った形で進んでこういうことになりますと、令和6年度は同じようなことを県が窓口になってやっているということだったんですけれども、令和5年度の実績を見て、どう評価して、今後どうしていったらいいのか、県の事業で令和6年度はやっていると思うんですけれども、それを併せてお伺いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） まずメンタルヘルスの研修でございます。

ここに記載の51名というのは、係長級以上を対象としたメンタルヘルス研修ということで実施をいたしました、すいません、時期については資料がないのであれなんですけれども。

今後、そういった各階層別にそれぞれメンタルヘルスというもの、あとパワーハラスメントもそうなんですけれども、やっていきたいと思っておるところでございます。

関連があるんですけども、2点目のストレスチェックでございます。

これは昨年度から町で取り組んでいる状況でございます。各個人個人のパソコン上でマークシートみたいな形で記入してやるものなんですねけれども、設問自体が70問近い設問でございます。仕事についてとか、最近1か月の自身の状況はどうですかとか、あとはいろいろ相談できる方等の状況とか、いろいろな角度からの設問があって、これに関しては各個人に結果が行くような形で、それぞれ誰にどういった結果が出たというのは人事で把握しているものではありません。ただ、事業所といいますか、南三陸町役場としての傾向は出ますので、その中で原因を探って、メンタルヘルス等の今後の研修に役立てる、またはそれによって対処していくという状況でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 附表の36ページ、結婚活動支援事業についてお答えをさせていただきます。

附表には令和5年度実績といったとして登録者4名、成婚者なしといったことで、令和5年度決算の対象といったことでお示しをさせていただいてございます。この点につきまして申し上げますと、今年度に入りまして、この4名のうちお一人が成婚となりまして、今現在は3名の登録者、町で御用意させていただいている制度へは1名成婚ということですので3名の成婚となってございます。経過措置的に最大で来年1月までは町の制度も使えるといった

形になっておりますので、3名の方々には有効にこの制度活用を引き続きいただければと考えてございます。

なお、御参考までに申し上げますと、町の支援事業を使った成婚実績でございますが、令和2年度に1件、令和4年度に1件、今年度になりますと4名のうちお一人の成婚1件ということで、計3件ということで整理をさせていただいてございます。

また、お話をございましたとおり、令和6年度からはみやぎ結婚支援センターということで、通称「みやマリ！」と言われる部分への案内をさせていただいておりまして、本町から登録されている方は2名ということで県から情報をいただいてございます。

10月6日には生涯学習センターを会場に出張登録会並びに相談会といったものも開催される予定でございますので、当課といたしましても、県の制度につきましてさらに広く周知を図っていかなければと考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 分かりました。メンタルヘルスも係長級以上でやったということで、分かりました。

これから継続していろいろ全職員を対象にしてやっていくんだろうと思いますけれども、今うんうんと言っていますからあれですけれども、かなり大事なことなので、私は以前から言っていますけれども、メンタルね、体の健康もですけれども、心とかそのほうが余計大事だと思っています。

この場では何だかんだ言えないところも出てくると思うんですけども、こうことを係長以上にやって、実際に目に見えてというか、そういうのがあるんでしょうか。例えば実感として、例えば前みたいにいろいろ休みがあったのがなくなったとか、暗い顔をしているのがなくなったとか、そういう目に見える効果というのはなかなか分からんと思うんですけども、もしそういう感じがあったかどうかだけでもお願いいたします。

あとストレスチェック、前は一人一人、何かチェックシートみたいなのをやったように記憶しているんですけども、これは違いますか。今回はパソコンの中で70項目と言いましたけれども、前はチェックシートを個々に渡したとかそういうのではなかつたですか、そういうことではない、私の勘違いです。

それでもいろいろやって、個々のあれば個人のパソコンですから分からんんですけども、町として傾向は把握すると。例えば気をつけなければいけない人とかそういう人が役場内の何人のうち何人ぐらいいるとか、それぐらいは分かると思うんですけども、これは早

めに対応して、そういういろいろなところで相談というか、医者に行かなければ駄目だとかそういう判断も出てくるでしょうけれども、そうしてやっていけば健康管理と併せてよくなって働きやすい環境につながるのではないかと、そういう思いでありますので、言える範囲で再度お願いします。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 係長級以上のメンタルヘルス研修ということで、自身のメンタルもそうなんですけれども、部下職員の健康管理、あとはふだん目にかけるポイント、そういった部分の研修を行っているというところでございます。なかなかメンタルの原因というのは人それぞれ様々で、仕事上でもそうなんですけれども、私生活、プライベートな要因も多々ありますので、なかなか個人個人の対応それぞれというところもあるんですけども、研修を通じて、どういったところに気をつけていけばいいのかとか、部下を指導するに当たっての指導の仕方、言葉の選び方も含めて実際有意義な研修を行っているというところで理解をしているところなんですけれども、それに対して効果はというところになると、繰り返すことによって、あとは全職員という部分で今後やっていきますので、何回かやった後には当然ながら効果は出ると思っております。ただ、目に見えてというところは今の段階では難しいのかなと思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 分かりました。できるだけ、一般質問でも先日言いましたけれども、職場は明るく楽しく、今日も頑張ろうと、そういう前向きな気持ちで来るところじゃないと駄目だと私は常々思っていますので、メンタルも、ストレスチェックも個々にあれして、ある程度答えが返ってくるから個々に把握していると思うんですけども、そうして仕事に励んでいてほしいと、これもうまくいくとある意味の人材育成にもつながっていくのかなと思うところであります。

先ほど聞き忘れましたけれども、婚活は成果として3人が成婚に至ったということで、今もあれは生きていますよね、費用とかなんとか全部を町持ちでいくということ、また1月までは令和5年度のあれがまだ生きているということによろしいですね。

そういうことで、これだけの成果というか、効果があったので、何もやっていない、町の動きがないと外から見て全然何もやってないんじゃないのかと、そんな思いもするわけでありますので、今後とも、我々はどうなんだ、どうなんだと言いますけれども、いろいろなことで知恵を出しながら、婚活、皆さんができるだけ結婚に至って、行く行くは人口増加につなが

るようになっていけばいいと思いますので、以上で終わります。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、2款総務費の質疑を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明日10日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明10日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時51分 延会